

○周防大島町特別職報酬等審議会設置条例

平成16年10月 1日
条例第39号
(改正) 平成19年 3月23日
条例第 2号
平成27年 3月23日
条例第 4号

(設置)

第1条 町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、周防大島町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 町長は、議会の議員の報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給与の額（以下「報酬等の額」という。）に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員5人をもって組織し、その委員は周防大島町の区域内の公共的団体の代表者その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、町長が諮問を必要とするときこれを招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第2号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。